県南広域振興局長告示第167号

鳥獣保護区の区域及び存続期間の変更 (平成10年岩手県告示第939号) で告示した一関市萩荘厳美鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成20年10月31日

県南広域振興局長 勝 部 修

変更後の一関市萩荘厳美鳥獣保護区の区域の表示 一関市地内の国道342号と市道不動脇線との交点を起点とし、起点から国道342号を東に進み市道沖線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道赤荻黒沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道越河線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道本郷五串線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み市道厳美渓線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上ノ台1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道栗駒線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道長者滝線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道不動脇線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域